

軽自動車税 とは

軽自動車税は、軽自動車＜＝排気量 が 660cc までの自動車＞や バイク を持っている人が 払います。

軽自動車税は、「環境性能割」と「種別割」の 2つがあります。

・「環境性能割」

軽自動車を 買ったときに 払います。

・「種別割」

4月1日に 軽自動車 や バイク を 持っているときに 払います。

市役所が お知らせを 送ります。

5月31日までに 払ってください。

払う方法は 2つ あります。

① 納付書＜＝税金を 払う 用紙＞

封筒に 納付書が 入っています。

納期限＜＝払わないと いけない 期限＞までに 払って ください。

払うことが できる 場所

- ・ 銀行、郵便局などの 金融機関
- ・ コンビニ（バーコードがある 納付書だけ 使えます。）
- ・ 広島市の市税事務所、税務室、市民税課、区役所出張所、収納対策部

また、クレジットカードや スマートフォンアプリ（スマホアプリ）などで 払うことが できます（キャッシュレス納付）。封筒に 入っている 納付書（QR コードがある 納付書だけ 使えます。）と インターネットが 使える スマートフォン、 パソコンなどが あります。

詳しいことは、[こちら](#)を 見てください。（やさしい日本語では、ありません。）

② 口座振替＜＝預貯金口座から 自動で 払う 方法＞

あなたが 口座振替の 手続きを していたら、預貯金口座から 納期限に 自動で 払われます。

詳しいことは、[こちら](#)を 見てください。（やさしい日本語では、ありません。）

連絡先

市税事務所名	係名	Tel	E-mail	Fax	所在地
中央市 税事務所 所	軽自動車 税係	082- 504- 2564	chuozei@city.hiroshima.lg.jp	082- 504- 2378	〒730-8587 広島市中区国泰寺町一丁目4-21 (中区役所内)

(注) 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

日本語の話す・聞ける人は、市税事務所などへ直接問い合わせてください。

日本語の話す・聞けることができなくて通訳が必要な人は、下の相談窓口へお問い合わせください。

【広島市・安芸郡外国人相談窓口】

Tel 082-241-5010 Fax 082-242-7452

E-mail: soudan@pcf.city.hiroshima.jp

相談時間 月曜日～金曜日 9時00分～16時00分

(12月29日～1月3日・祝日・8月6日は休みです)

対応言語 中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、フィリピン語

(フィリピン語は、金曜日と第1と第3の木曜日のみ)